

## 変 更 理 由 書

本市の中心市街地にある本地区は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る地区として、昭和49年に高度利用地区および第一種市街地再開発事業が都市計画決定されており、現在、第1街区のホテルおよび店舗ならびに第2街区の駐車場および店舗については既に事業が完了しているものの、第1街区の一部については未完了となっている。

こうした状況や昨今の開発需要を受け、「第15次秋田市総合計画」に掲げる中心市街地の拠点性の維持・向上やまちなか居住の促進、「第7次秋田市総合都市計画」に掲げる中心市街地等への都市機能・居住の誘導や土地の高度利用および「秋田市中心市街地活性化プラン」に掲げるまちなか居住の推進に資する民間事業の促進を図るため、整備に係る建築物の主要な用途などを変更するものである。